最低賃金に関する規程

１　当社における最も低い賃金額は、時間給または時間換算額　　　　円とする。

　　ただし、最低賃金法第７条の最低賃金の減額特例許可を受けた者を除く。

２　前項の賃金額には、最低賃金法第４条第３項に定める賃金を算入しない。

　　また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第２条の定めるところによる。

　附則　この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

令和　　年　　月　　日

　　所在地

　　事業場名

　　代表者職氏名